議案第13号

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第104号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立こども発達センターにおいて、新たに保育所等訪問支援(保育所等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう支援するもの)を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

よりに以正りる。	
改正後	改正前
(事業)	(事業)
第3条 こども発達センターの事業は,次の	第3条 こども発達センターの事業は,次の
とおりとする。	とおりとする。
(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)
(5) <u>法第6条の2の2第6項に規定する</u> 保育所等訪問支援に関すること。	
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
(利用者)	(利用者)
第5条 こども発達センターを利用できる	第5条 こども発達センターを利用できる
者は、次に掲げる者とする。	者は、次に掲げる者とする。
(1) 法第21条の5の5第1項の規定に基	(1) 法第21条の5の5第1項の規定に基
づき児童発達支援 <u>, 放課後等デイサービ</u>	づき児童発達支援 <u>又は放課後等デイサ</u>
ス又は保育所等訪問支援(以下「児童発	<u>ービス(以下「児童発達支援等」という。)</u>
達支援等」という。)の利用に係る障害	の利用に係る障害児通所給付費等の支
児通所給付費等の支給の決定を受けた 者	給の決定を受けた者
(2)及び(3) (略)	(2)及び(3) (略)
(指定管理者の業務)	(指定管理者の業務)
第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を	(相足官壁句の素例) 第 14 条 指定管理者は,次に掲げる業務を
第14条 相足皆垤有は、外に掲げる業務を 行うものとする。	第14条 相足管理者は、外に掲げる業務を 行うものとする。
(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)
(5) 法第6条の2の2第6項に規定する	(1) (1) (1) (1) (1) (1)
保育所等訪問支援に関する業務	
(6)及び(7) (略)	<u>(5)及び(6)</u> (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。